

令和2年度第1回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和2年7月
- 2 開催場所 ー
- 3 出席者名 坂本会長、渡邊副会長、青木委員、小林委員、園田委員
- 4 欠席者名 ー
- 5 会議の公開・非公開の別 非公開
情報公開条例第23条第3号のため(公開することにより新型コロナウイルス感染症のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため)
- 6 次第
 - (1) 議事
8条4項に基づく意見審議について
・(仮称)さいたま新都心ファッションモール(法第5条第1項:新設届)
 - (2) その他
報告事項
・ヤオコー大宮島町店(法第6条第2項:変更届)
・島忠さいたま中央店(法第6条第2項:変更届)
・ヤオコー浦和中尾店(法第6条第2項:変更届)
・もとまちシティー(法附則第5条第1項:変更届)

【議事概要】

- (1) 議事
【8条4項に基づく意見審議について】
 - ・①(仮称)さいたま新都心ファッションモール(法第5条第1項)新設届について
事務局からの審議資料(届出の概要の説明)及び庁内連絡会議における審議内容結果(特に意見を付する必要無し)資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。
なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

①店舗形態のためか、商圈設定が狭いのではないか。その設定の影響か、旧国道 17 号の南北からの来店・退店のみが検討されている。県道 56 号による東西方面からの来店・退店を検討する必要がないとした理由、および県道 56 号の店舗直近交差点への影響が低いことをどのように確認しているのか。

②経路図に使われている図面が古いように思われる。指定経路には関係しないかもしれないが、交通の円滑と危険性の検討のためには、最新の図面が良いのではないか。

(事務局) ①設置者に確認したところ、半径 1 km 圏内に「しまむら西友与野店」があることや、他店舗実績から判断し、遠方からの集客を見込むより、地域に密着した店舗経営となると考えられることから、商圈を半径 1 km に設定したとのことである。また、経路図では旧国道 17 号にのみ矢印が記載されているが、コクーン側交差点での交通量予測における A 直進方向及び B 直進方向に、県道 56 号による東西方面からの来店・退店による予測増加台数も加味して検討しているとのことである。

②設置者に伝える。

(渡邊副会長) 意見無し

(青木委員) 意見無し

①当該店舗東側にバスターミナルの建設が予定されているが、周辺道路における動線の重複等、危険もしくは不都合な事象が発生することは予測されるか。

(事務局) ①周辺道路における動線の重複等が考えられるため、来店者に生じうる危険性について十分配慮し、必要な対策を取るよう設置者に伝える。

(小林委員) 意見無し

①オープン日から逆算すると工事が少々遅れているように思われる。コロナ禍が未だ鎮静化されない中での工事着工であり、工事関係者は大変かと思うが、近隣住民の工事期間中の負担を考えれば工程表に沿った進行を望む。

②オープン時のコロナウイルス感染症防止策を行政及び関係各位と事前協議を実施し、適宜対応を望む。

(事務局) ①設置者に伝える。

②設置者に伝える。

(園田委員) 意見無し

①令和2年7月1日から容器包装リサイクル法に基づいてレジ袋の有料化が義務付けられている。これは海洋へのマイクロプラスチックごみの流出をきっかけとして、社会全体でプラスチック類のワンウェイ使用を減らす目的を達成するためである。また国連で2015年に合意されたSDGsによる持続可能な地球環境を取り戻すためにも、一人一人の自覚を促すレジ袋の有料化などでプラスチックの使用を極力減らす施策を取っていただきたい。併せて、来客へのマイバッグ持参の呼びかけもお願いしたい。

(事務局) ①設置者に伝える。

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の2件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知したことを報告した。

- ・ヤオコー大宮島町店 (法第6条第2項：変更届)
- ・島忠さいたま中央店 (法第6条第2項：変更届)

また、以下の2件についても変更内容が軽微であると考えられるため、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知することを報告した。

- ・ヤオコー浦和中尾店 (法第6条第2項：変更届)
- ・もとまちシティー (法附則第5条第1項：変更届)